

○ 諫早市福祉医療費の支給に関する条例

平成 17 年 3 月 1 日

条例第 115 号

改正 平成 17 年 7 月 29 日 条例第 233 号

平成 18 年 3 月 29 日 条例第 13 号

平成 18 年 9 月 25 日 条例第 37 号

平成 20 年 2 月 4 日 条例第 1 号

平成 22 年 3 月 25 日 条例第 3 号

平成 22 年 9 月 30 日 条例第 13 号

平成 24 年 3 月 30 日 条例第 17 号

平成 24 年 12 月 26 日 条例第 26 号

平成 25 年 6 月 28 日 条例第 14 号

平成 25 年 10 月 31 日 条例第 31 号

平成 26 年 8 月 12 日 条例第 19 号

平成 28 年 3 月 24 日 条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者、子ども、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部（以下「福祉医療費」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

（平 22 条例 3 ・ 平 22 条例 13 ・ 平 25 条例 14 ・ 平 28 条例 8 ・ 一部改正）

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（18 歳に満たない児童を含む。）をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する 1 級から 4 級までの障害があるもの

(2) 療育手帳交付要綱（昭和 52 年長崎県告示第 682 号）に定

める療育手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害があるもの

2 この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に20歳未満の子を監護しているものをいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に対して当該命令が発せられた女子

4 この条例において「母子家庭の子」とは、母子家庭の母に現に監護されている子又は父母のない子（母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。以下同じ。）であって、18歳未満のもの又は高等学校に在学する20歳未満のものをいう。

5 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、現に20歳未満の子を監護しているものをいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に対して当該命令が発せられた男子

6 この条例において「父子家庭の子」とは、父子家庭の父に現に

監護されている子であって、18歳未満のもの又は高等学校に在学する20歳未満のものをいう。

7 この条例において「寡婦等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦及び同法附則第6条第1項に定める者並びに未婚の女子であって、次の要件を備えているものをいう。

(1) ひとり暮らしの者

(2) 60歳以上70歳未満の者

8 前項において「ひとり暮らし」とは、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者がいない者又は扶養義務者がいるが世帯を同一にしない者をいう。

9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に障害者又は子どもを監護しているものをいう。

10 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

11 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

12 この条例において「負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金をいう。

13 この条例において「施設入所者」とは、次の各号のいずれか

に該当する障害者をいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所する者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護、施設入所支援又は共同生活援助に限る。）を受ける者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第20条の規定により第29条第1項の指定があったものとみなされた附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設に入所する者

（平17条例233・平18条例13・平18条例37・平20条例1・平22条例3・平22条例13・平24条例17・平24条例26・平25条例14・平25条例31・平26条例19・平28条例8・一部改正）

（支給対象者）

第3条 福祉医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市内に住所を有するもの（施設入所者にあつては、当該施設に入所する日（以下「施設入所日」という。）の前日から引き続き市内に住所を有する者に限る。）又は市内に住所を有しない施設入所者（施設入所日の前日において市内に住所を有していた者に限る。）とする。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくはこれらの被扶養者である障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子又は寡婦等

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用を受ける障害者（障害程度等級が4級に該当する旨身体障害者手帳に記載されたもの又は障害の程度が「B2」に該当する

旨療育手帳に記載されたものを除く。)

(平18条例13・平20条例1・平22条例3・平22条例13・平25条例14・平28条例8・一部改正)

(支給)

第4条 市長は、支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、次に掲げる額(当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額)を福祉医療費として支給するものとする。

- (1) 障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父及び父子家庭の子にあつては、保険医療機関等ごとに、負担金に相当する額(第2条第1項第3号に規定する者にあつては、通院に係るものに限る。第3号において同じ。)から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの負担金に相当する額から800円(800円に満たない場合はその額)を控除して得た額
- (2) 寡婦等にあつては、寡婦等が病院又は診療所へ入院した場合における負担金に相当する額から1月につき当該1月における入院の日数に1,200円を乗じて得た額を控除して得た額
- (3) 前条第2号に掲げる者(障害程度等級が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載されたもの又は障害の程度が「B1」に該当する旨療育手帳に記載されたものを除く。)にあつては、保険医療機関等ごとに、負担金に相当する額から控除する額の限度額を1月につき1,600円として、保険給付が行われた日ごとの負担金に相当する額から800円(800円に満たない場合はその額)を控除して得た額
- (4) 前条第2号に掲げる者(障害程度等級が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載されたもの又は障害の程度が「B1」に該当する旨療育手帳に記載されたものに限る。)にあつては、前号

に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

- 2 前項の規定により計算された額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平20条例1・平22条例3・平22条例13・平25条例14・平28条例8・一部改正)

(支給の制限)

第5条 支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、福祉医療費は支給しない。

- (1) 障害者本人又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法第877条第1項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えるとき及び第8条において準用する第2条第2項に定める額以上であるとき。
 - (2) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得が、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に定める額以上であるとき。
 - (3) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるとき。
 - (4) 母子家庭の母若しくは父子家庭の父の配偶者の前年の所得又はその母若しくは父の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。
 - (5) 寡婦等が前年分の所得税を課せられているとき。
- 2 寡婦等が病院又は診療所へ入院することなく医療に関する給付を受けたときは、福祉医療費は、支給しない。

(平20条例1・平22条例3・平22条例13・平25条例14・一部改正)

(受給資格の認定)

第6条 支給対象者は、福祉医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格の認定を受けなければならない。

(平22条例3・一部改正)

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)に対し、規則で定めるところにより、受給者証を交付する。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療を受ける場合、保険医療機関等に対して受給者証を提示するものとする。

(平25条例14・一部改正)

(支給の方法)

第9条 福祉医療費の支給を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項に定める申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者である乳幼児(子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。)が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、市長は、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給者に対し支給すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し福祉医療費の支給があったものとみなす。

(平22条例3・平28条例8・一部改正)

(未支給の福祉医療費)

第10条 受給者が死亡したため、前条第1項に定める支給の申請

をすることができないときは、当該世帯主又は遺族のうち市長が定める者が自己の名において申請することができる。

- 2 受給者が支給の申請をした後死亡したため、福祉医療費の支給ができないときは、当該世帯主又は遺族のうち市長が定める者に支給する。

(平 2 2 条例 3 ・ 一部改正)

(福祉医療費の返還)

- 第 1 1 条 市長は、偽りその他の不正行為により、福祉医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 2 2 条例 3 ・ 一部改正)

(受給権の譲渡等の禁止)

- 第 1 2 条 福祉医療費の支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することはできない。

(平 2 2 条例 3 ・ 一部改正)

(届出義務)

- 第 1 3 条 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、受給者が正当な理由がないにもかかわらず前項の規定による届出をしないときは、福祉医療費の支給を一時差し止めることができる。

(平 2 2 条例 3 ・ 一部改正)

(委任)

- 第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の診療に係

る医療費の支給については、なお合併前の諫早市福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年諫早市条例第38号）、多良見町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年多良見町条例第28号）、森山町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年森山町条例第23号）、飯盛町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年飯盛町条例第30号）、高来町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年高来町条例第23号）又は小長井町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年小長井町条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。

- 3 前項に規定するもののほか、施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年条例第233号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に改正前の諫早市福祉医療費の支給に関する条例第6条の規定により受給資格の認定を受けている施設入所者の診療に係る医療費の支給については、改正後の諫早市福祉医療費の支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成18年9月30日までは、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の諫早市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の諫早市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る福祉医療費から適用する。

附 則（平成 24 年条例第 17 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 26 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第5項並びに第8条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の諫早市福祉医療費の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第2条第3項及び第5項並びに第8条に限る。)は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の診療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

3 新条例の規定(第2条第3項及び第5項並びに第8条を除く。)は、平成25年10月1日以後の診療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた診療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第31号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の諫早市福祉医療費の支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療に係る福祉医療費から適用し、施行日前に行われた診療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の規定による受給資格の認定のその他の行為は、施行日前においても行うことができる。